平成２６年（フ）第１２８号
佐賀県鳥栖市藤木町2238番地３
債務者　八谷　　修
１　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
佐賀市新郷本町８番31―104号　エレガンシア新郷Ⅱ
債務者　椛島　啓太（旧姓蒲原）
１　決定年月日時　平成26年７月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
山口県宇部市大字東須恵2024番地２
債務者　田中　隆文
１　決定年月日時　平成26年７月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第３３６号
宮城県多賀城市高崎３丁目23番２号　多賀城第２寮
債務者　加藤　　圭
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４４号
福島県いわき市植田町南町２丁目６番地の７北浜ハイツ207
債務者　上野真衣子（旧姓渡部）
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第４７号
茨城県高萩市大字安良川1621番地の１
債務者　佐藤　信治
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１７０号
新潟市東区中野山１丁目４番地17
債務者　大滝なおみ
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７６号
新潟市中央区鐙２丁目14番24号14
債務者　鈴木　絢斗
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８４号
新潟市秋葉区川口255番地１　ハイウェイタウン大杉Ｃ―７
債務者　磯部由紀子（旧姓下前）
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９０号
新潟市中央区女池神明３丁目７番地４
債務者　藤田　逸将
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４４１号
兵庫県三田市乙原413番地24
債務者　西田　玲子
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７２号
兵庫県西宮市上甲子園２丁目５番３号三幸荘10号室
債務者　山田　　公
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３６号
兵庫県西宮市日野町４番14―303号、前住所兵庫県西宮市瓦林町30番28―303号
債務者　佐藤　陽子
１　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４１５号
広島市西区田方３丁目909番地１　ダイヤパレスウエストシティ310号
債務者　矢野　真二
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４８５号
広島市佐伯区皆賀１丁目１番40―101号
債務者　柳　　政宏
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１６号
広島市安佐北区口田１丁目18番32―103号
債務者　眞田　　功
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１８号
広島県東広島市高屋町造賀2606番地２
債務者　森川　時好
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３９号
広島市西区楠木町１丁目15番31―303号
債務者　中岡　靖夫
１　決定年月日時　平成26年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部